



お客様各位

オーイーシーフレイトジャパン株式会社

2010年6月

B/L 上への Cargo Value の記載についてのご案内

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素より弊社サービスをご利用いただきましてありがとうございます。
弊社 B/L フォームの変更に際し、運送品に関する運送人の責任範囲及び B/L 上への Cargo Value の記載について、以下の通りご案内させていただきます。

(1) 運送人の責任範囲について

ハーグ・ルールやハーグ・ヴィスビー・ルールなどの国際条約にもとづいて定められた各国の国際海上物品運送法(Carriage of Goods By Sea Act)によって、「運送人の運送品に関する責任範囲」は以下の通り制限されています。

- ・ 1Package 又は 1Shipping Unit あたり US\$500(ハーグ・ルール) もしくは 666.75SDR(ハーグ・ヴィスビー・ルール)
- ・ 1kg あたり 2SDR(ハーグ・ヴィスビー・ルール)

OEC GROUP の B/L では、アメリカの法律にもとづき運送人の責任範囲が、海上運送部分について「1Package 又は 1Shipping Unit あたり US\$500」、内陸運送部分について「1LB(ポンド)あたり US\$0.5」と制限されています。

また、「運送人の責任免除についての規定」により、以下の場合には運送人はその責任を免除されています。

- ・ 航海過失による損害
- ・ 船舶火災による損害
- ・ 天災や不可抗力による損害
- ・ 戦争やストライキ危険による損害
- ・ 共同海損や海難救助などによる損害
- ・ 荷送人もしくは運送品の所有者の行為による損害
- ・ 運送品やその荷造りによる損害
- ・ 海賊行為や争議行為、公権力による処分などによる損害
- ・ その他法律により規定されている事実による損害

(2) Cargo Value の B/L への記載について

上記運送人の運送品に関する責任範囲について、B/L 上に Cargo Value を記載することで、その定められた制限を適用せず、その範囲を Cargo Value の全額まで広げることができます。

OEC GROUP の B/L においても、荷主様からのご指示にもとづいて、「海上運送部分(Ocean Transportation)」と「内陸運送部分(Inland Transportation)」についてそれぞれ Cargo Value を記載することが可能です。

ただし、この「B/L への Cargo Value の記載」については、次のような問題点が考えられます。

- ・ 別途追加費用が必要となること。
- ・ 上記「運送人の責任免除についての規定」はそのまま適用となるので、実際に運送人が賠償を行う場合は非常に限られたものになってしまうこと。

(3)貨物海上保険について

上記の「運送人の責任範囲」及び「運送人の責任免除についての規定」を考慮すると、貨物海上保険へご加入が不可欠であると考えられます。その理由としては以下の通りです。

- ・ B/L 上への Cargo Value の記載の有無にかかわらず、貨物海上保険に加入していない場合は、上記「運送人の責任免除についての規定」に含まれる原因で生じた運送品の損害については、すべて荷主様のご負担になってしまうこと
- ・ 貨物海上保険の「All Risk + War Risk & SRCC」に加入することで、上記「運送人の責任免除についての規定」の原因を含めたほとんどの場合をカバーできること

※ 貨物海上保険につきましては、取り扱いのある保険会社へ直接ご相談ください。

※ 実際の保障対象および保障内容につきましては、必ずその都度ご自身で保険会社へご確認ください。

もしご不明な点がございましたら、何でもお気軽に弊社(Tel: 078-327-1085)までご連絡ください。

敬具